



---

(1) 交通政策基本計画の閣議決定について

(総合政策局公共交通政策部参事官(総合交通))

---

交通政策基本法に基づく「交通政策基本計画」については、交通政策審議会・社会資本整備審議会(計画部会・小委員会)において、平成26年4月より策定に向けた審議を開始し、同年9月のパブリックコメント等を踏まえ、去る2月13日(金)に閣議決定されました。交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための政府としての初めての計画となります。

「交通政策基本計画」は、東京オリンピック・パラリンピックの開催等を見据え、その計画期間を2020年度までとするとともに、交通政策基本法の規定や時代潮流を踏まえて、以下の3つの基本的方針を設定しています。

(基本的方針)

- A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現
- B. 成長と繁栄のための基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築
- C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

また、それぞれの基本的方針について4つの「目標」を設定し、「目標」の各々について、計画期間中に取り組むべき施策を、「これまでの取組を更に推進していくもの」と「取組内容を今後新たに検討するもの」に分けて記述するとともに、計画のフォローアップに際して取組の進捗を確認するための数値指標を定めており、全部で121の施策と56の数値指標が盛り込まれています。

今後は、交通政策基本計画に基づく施策の進捗状況について、適切にフォローアップを実施することとしており、必要に応じて同計画の改善検討を行うこととしています。

なお、交通政策基本計画に係る関係情報については、以下のホームページに掲載しておりますので、是非ご参照いただければと思います。

(ホームページ)

○交通政策基本法に基づく政策展開

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport\\_policy/index.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport_policy/index.html)

○計画部会

[https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303\\_keikaku01.html](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_keikaku01.html)

○交通政策基本計画小委員会

[https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s304\\_koutuuseisaku01.html](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s304_koutuuseisaku01.html)

---

(2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案の閣議決定について

(総合政策局公共交通政策部交通計画課)

---

現在開会中の通常国会に提出するため準備しておりました「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案」が2月20日に閣議決定されました。本法案による地域公共交通ネットワークの再構築のための支援制度の充実が、「国土のグランド

デザイン 2050」の「コンパクト+ネットワーク」や地方創生の実現に重要な役割を果たすことになると考えています。

## 1. 背景

昨年の通常国会で改正した「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を昨年 11 月に施行し、地方公共団体が先頭に立って、まちづくりと一体で持続可能な地域公共交通 ネットワークを実現するための枠組みを創設しました。今後、各地で新たな制度的枠組みに基づき、サービスレベルの向上・路線再編等により、地域公共交通ネットワークを再構築する取組が進められていくこととなる中で、各地域の創意工夫あふれる取組に対する支援の充実が不可欠となっています。

また、2月13日に閣議決定された「交通政策基本計画」においても、「持続可能な地域交通ネットワークの構築のため、(中略)、様々な資金の活用等、支援の多様化を検討する。」こととされています。

そのため、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業について、中長期的な収益性が見込まれる場合には、国が(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて出資等を行うことにより、必要な民間資金を呼び込みやすくするなど、柔軟な資金調達を可能とするため、本法律案を提出します。

## 2. 法律案の概要

それぞれの法律の改正内容は、以下の通りです。

### ① 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(地域公共交通活性化再生法)の一部改正

地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業(バス路線の再編やLRT・BRTの導入等)について、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が国土交通大臣の認可を受けた基準に従い、出資等を行う規定を追加する改正を行います。

### ② 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

#### ① の業務を行うために必要な改正を行います。

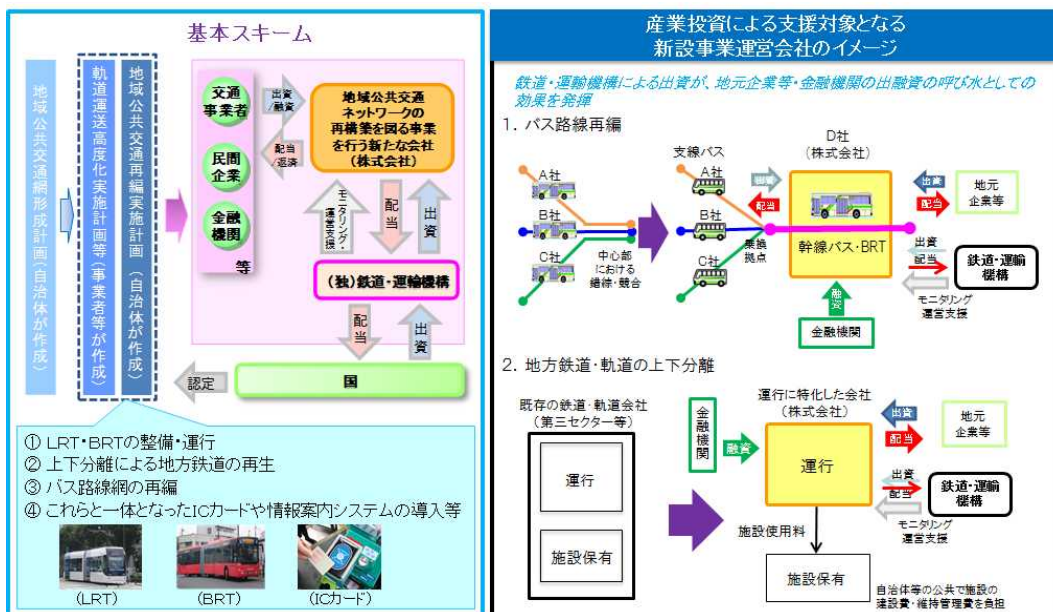
(なお、先般の独立行政法人改革に関する閣議決定等を踏まえて、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務について、適切な対応を図るための改正も併せて行います。)

## 3. 関連予算

平成 27 年度財政投融资計画において、本出資制度に必要な資金として産業投資 10 億円を計上しています。

なお、当該予算の支援対象は、地域公共交通ネットワークの再構築を担うために新しく設立される株式会社となります。

## ○出資制度のスキーム



▽本法律案の詳細につきましては、下記 URL をご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12\\_hh\\_000074.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000074.html)

---

(3) 平成26年度補正予算及び平成27年度予算案について

(総合政策局公共交通政策部交通支援課)

---

国土交通省では、「コンパクト+ネットワーク」の実現に向けて、「地域公共交通確保維持改善事業」による地域公共交通に対する支援を行っています。

平成27年1月に、同事業も盛り込まれた平成26年度補正予算案・平成27年度予算案が相次いで閣議決定され、このうち平成26年度補正予算については、2月6日に成立しました。

### ○平成26年度補正予算

平成26年12月27日に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、この中には、地域公共交通の関連施策として、

- ・エネルギーコスト対策としての「離島航路の運営費補助」
- ・災害復旧・災害対応の強化としての「鉄道施設の安全・バリアフリー化等対策」

が盛り込まれました。

この趣旨を踏まえ、平成26年度補正予算では地域公共交通確保維持改善事業関係の経費として約68億円が計上され、「離島航路の運営費補助」として離島航路の燃料費高騰対策を講じるとともに、「鉄道施設の安全・バリアフリー化等対策」として地域鉄道の安全対策、鉄道駅・バス・タクシーのバリアフリー化及びICカードシステム導入によるバスの利便性向上を図ることとしています。

### ○平成27年度予算案

(地域公共交通確保維持改善事業関係)

従来からの支援を着実に実施しつつ、地域公共交通ネットワークの再編に対する支援の充実として、地域公共交通活性化再生法の仕組みと連動し、

- ・地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画に基づく利用促進・事業評価に関する支援の創設
- ・国土交通大臣の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に位置付けられた路線バスに係る運行費補助の要件緩和等

の措置を講じることとしています。

これらに要する経費として、一般会計に約290億円を計上しています。

また、東日本大震災からの復興対策に係る経費として、東日本大震災復興特別会計に約21億円を計上しています。

(産業投資関係)

産業投資を活用し、地域公共交通ネットワークの再構築を進めるために新設する事業運営会社に、(独)鉄道・運輸機構が民間事業者等とともに共同で出資するといった支援策を創設することとしています。

このために必要な財源として、平成27年度財政投融资計画において、産業投資10億円を措置しています。

これらの支援策については、現在、地方ブロックごとに説明会を開催していますが、詳細についてご質問などがございましたら、各地方運輸局の交通企画課または本省交通支援課までお尋ね下さい。

---

(4) 交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会「豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」中間整理の公表について（自動車局総務課企画室）

---

急激な人口減少、少子高齢社会の到来、国民の価値観やライフスタイルの多様化、技術革新の加速化など、自動車を巡る社会経済情勢は大きく変化しつつあります。このため、自動車行政が果たすべき役割も多様化・高度化しているものと考えられ、また、最近では、自動車運送事業等における将来的な労働力不足、若者の自動車離れ、国際競争の一層の激化などの新たな課題も生じてきています。

このような状況の下、国土交通省自動車局では、平成26年9月から交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会の下に「豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」を設置し、「小さな拠点」における周辺を支える自動車交通ネットワークの構築など「国土のグランドデザイン2050」の具体化等に向け検討してまいりました。

今般、上記小委員会における検討事項のうち、今後速やかに講ずべき施策について、中間整理を行いましたのでご報告いたします。

地方創生に向けた「国土のグランドデザイン2050」の具体化等に関する事項として、

- ①「小さな拠点」における周辺を支える自動車交通ネットワークのあり方
- ②コンパクトシティの形成に資する自動車交通ネットワークのあり方
- ③高次地方都市連合における複数の地方都市をつなぐ自動車交通ネットワークのあり方
- ④地域産業としての自動車運送事業等の果たす役割と維持・活性化

上記4つを柱とし、検討してまいりました。以下が検討内容の詳細です。

---

①「小さな拠点」における周辺を支える自動車交通ネットワークのあり方

■ 過疎地域等における住民の生活を支える持続可能なネットワークの確保

- ・ コミュニティバス、デマンド交通や自家用有償旅客運送の活用の一層の促進
- ・ 貨物と旅客の輸送を併せて行う貨客混載による効率的な輸送の拡大
- ・ 輸送サービスにとどまらない、買い物代行等の生活支援サービスや、介護・救援サービス等の提供

②コンパクトシティの形成に資する自動車交通ネットワークのあり方

■ 都市のコンパクト化を促進するための都市内自動車交通ネットワークの高質化

- ・ まちづくりと一体的な自動車交通ネットワークの形成
- ・ 地域の実情に応じた、輸送力に優れた質の高い自動車交通ネットワークの導入促進、きめ細かな移動ニーズへの対応
- ・ 利用者の利便性のより一層の向上、待合環境の充実と交通結節点等における付加価値の向上

③高次地方都市連合における複数の地方都市をつなぐ自動車交通ネットワークのあり方

■ 高度な都市機能の提供を確保するための都市間をつなぐ自動車交通ネットワーク

- ・ 高速バスネットワークのさらなる充実
- ・ 利用者の利便性のより一層の向上
- ・ 鉄道、路線バス等との乗継円滑化や、地域の民間企業等との連携強化によるにぎわいの創出

④地域産業としての自動車運送事業等の果たす役割と維持・活性化

■ 地域の生活・経済・雇用を支える自動車運送事業等の維持・活性化

- ・ 経営統合や事業再編、ITの活用、サービスの高付加価値化等の経営基盤の強化等のための取組の普及

促進

- ・女性活躍のための環境整備等の採用から定着まで一環した取組、「働き方」の抜本的な見直し等による人材の確保・育成の推進
- ・内外の観光客の積極的な呼び込みによる「交流人口」の増加を通じた、地域経済の活性化を支える自動車運送事業等の取組

---

#### ～今後の審議会スケジュール～

- ・ 3月中 第4回「豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」
- ・ 4～5月 第5回「豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」
- ・ 6月中 第6回「豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」  
(最終取りまとめ)

▽中間整理の本文につきましては、下記 URL をご参照ください。

「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会 豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会 中間整理の公表について」

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01\\_hh\\_000047.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000047.html)

▽「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会 豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」につきましては、下記 URL をご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s304\\_future.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s304_future.html)

---

#### (5) 平成26年度交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰について

(総合政策局公共交通政策部交通計画課)

「交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰」は運輸部門におけるCO<sub>2</sub>排出量削減に向けた自主的な取組の拡大が図られてきた中で、平成18年度に環境保全に関する大臣表彰制度として創設されました。

表彰事由としては、環境の保全に関して、次のいずれかに該当する活動を行い、他と比べて著しく顕著な功績のあった事業者等に対して行っております。

- ①低公害車の導入・普及促進
- ②廃棄物の削減又は適正処理
- ③自動車排出ガスの削減等環境負荷の軽減
- ④環境に配慮した鉄道車両・船舶等の開発・導入・運行等
- ⑤物流分野における地球温暖化対策
- ⑥公共交通機関の利用促進
- ⑦その他環境保全に配慮した事業等

交通計画課では、⑥公共交通機関の利用促進について、『エコ通勤優良事業所認証制度』に登録している事業者・団体を対象に、各地方運輸局等より推薦を募り、有識者による選考委員会を経て推薦を行っております。

本年度の選考委員会では、各候補者の取組内容について審査したところ『豊橋市』が推薦されることとなり、12月18日(木)に国土交通大臣表彰式が執り行われました。

### 【受賞者】豊橋市

エコ通勤の促進のため、通勤手当の工夫、パーク＆ライドによる公共交通機関の利用促進、電動アシスト自転車の活用によって、CO2 排出量を削減するなど、環境保全に関する活動に積極的に取り組んだ。

(左：木村邦久豊橋市副市長、右：太田昭宏国土交通大臣)



### 【取組み概要】

市職員が率先して、とよはしエコ通勤運動を実施。公共交通機関を始め、徒歩、自転車で通勤するエコ通勤を推進し、公共交通機関の利用促進を通じた環境保全に関する活動に積極的に取り組んでいる。

#### ■ 市職員を対象とした「エコ通勤」の取組

- エコ通勤の推進補助
  - ・ エコ通勤報奨制度の実施
  - ・ パーク＆ライドの推進
  - ・ 徒歩・自転車通勤者への補助制度の導入
  - ・ 公用電動アシスト自転車の配備
- エコ通勤の取組結果
  - ・ エコ通勤の割合が 39%（平成 21 年 4 月）→59.5%（平成 26 年 4 月）に増加

#### ■ 環境保全効果

- 平成 25 年度はエコ通勤取組前と比べ、約 287 トンの CO2 削減

#### <選考基準>

- (1) 民間事業者や住民団体等が、自立的自発的に行っていること。(自治体等行政中心の取組であっても、地域や事業者と共に取り組んでいるものを含む。)
- (2) 取組に継続性があること。
- (3) 事業者であれば事業所全体が、地域であれば地域全体が一体となっていること。
- (4) 創意工夫がなされ他の模範となること。
- (5) エコ通勤の取組に関しては、エコ通勤優良事業所認証を受けている、あるいは現在申請中であること。

#### <参考：エコ通勤ポータルサイト（国交省作成HP）>

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/ecommuters/>

- 
- (6) おでかけ交通博 2015 in 福島 ～みんなで「おでかけの足」を考えませんか～  
開催のご報告（東北運輸局企画観光部交通企画課）
- 

東北運輸局では、平成 27 年 2 月 20 日(金)にコラッセふくしま(福島市)において、「おでかけ交通博 2015 in 福島～みんなで『おでかけの足』を考えませんか～」を福島大学との共催により開催しました。

地域の「おでかけの足」のあり方をあらためて考えるきっかけとするべく、東北地方の内外から、地域公共交通の活性化や交通まちづくりなどに頑張っている 16 団体、22 ブースに出展いただき、各々の地域の取組内容を 1 枚のポスターにまとめてわかりやすく説明していただき、成果や悩みなどの共有を図

りました。

当日は、一般来場者を含め、150人を超える方々が集い、東北運輸局の七尾次長、福島大学の真田経済経営学類長による主催者挨拶、各団体による1分間のPRタイムを経て、コアタイムの各ブース説明では、来場者と説明者が、フェース・トゥ・フェースで、地域公共交通に関する情報や知恵を共有するとともに、活発な意見交換が行われました。また、来場者と出展団体、「地域公共交通東北仕事人※」との交流も深まり、人的ネットワークの構築の良い機会ともなりました。最後の「仕事人の時間」では、仕事人の皆さんから、お気に入りの取組みに対して「いいね！シール」をポスターに貼るとともに一言コメントをいただき、各取組みの講評をしていただきました。

(<http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/ks/new%20page/ks-sub06.html>)

「仕事人の時間」終了後は、出展者、来場者、主催者、誰でも参加可能な交流会を実施し、60名を超える方々が参加して、地域の公共交通に対する思いを語り合い、たいへんな盛況となりました。多くの方から、次回開催を望む声が寄せられており、是非第2弾を実施したいと考えております。

#### 〈当日のプログラム〉

- 主催者挨拶 東北運輸局次長 七尾 英弘  
福島大学人文社会学群経済経営学類長 真田 哲也
- 開催主旨説明 福島大学人文社会学群経済経営学類准教授 吉田 樹
- 1ミニッツPR（各出展団体から1分間のPRタイム）
- コアタイム（各ブースで出展者がポスターを用いて取組内容を説明。聴き手側からの質問・意見、仕事人等からのアドバイス等を行う。）



コアタイムの状況：金川町・田園コミュニティバス  
運営協議会



コアタイムの状況：福島大学 吉田ゼミ

○仕事人の時間（地域公共交通東北仕事人による「これいいね！のポイント付与&コメント」）

○閉会后、交流会を実施

○出展団体

- 八戸市（市内幹線軸等間隔運行・共同化プロジェクト等により国土交通大臣表彰）
- 青い森ウェブ工房（バス検索システムの開発）
- 三沢市（コミュニティバス利用促進の取組み）
- 弘前大学H・O・T Managers（バスマップ作成やバスの乗り方教室等の取組み）
- NPO 法人いわて地域づくり支援センター（地域公共交通のアドバイザーとしての取組み）
- 横手市（市内巡環バスやデマンド交通の導入、利用促進）
- 仙台市（地下鉄東西線、市バス再編、るーぷる仙台等）
- フタバタクシー（子育て応援タクシー、介護タクシーの取組み）



地域公共交通東北仕事人による  
「これいいね！のポイント付与&コメント」



- デュアル・モード・ビークル推進協議会（DMV ～軌道と道路の双方を走行できる車両～の導入を目指し協議会立ち上げ）
- 山形市大郷明治交通サービス運営協議会（住民・NPO と運行事業者、行政の連携）
- 小国町（山間部の公共交通の再編に向けた取組み）
- 会津若松市金川町・田園町住民コミュニティバス運営協議会（住民と交通事業者、行政との連携）
- 福島大学（学生による公共交通の活性化の取組みの提案）
- 栃木県大田原市（市町村域を超えた地域公共交通の取組み）
- 栃木県足利市（病院の郊外移転を契機としたバス路線再編の取組み）
- ITS アライアンス（バス接近情報提供システム「あしあとランプ」の開発）等

※詳細につきましては、東北運輸局ホームページに近日中に掲載します。

<http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/ks/new%20page/koukipagetop.html>

---

（7）第6回地域バス交通活性化セミナー「地域住民のためになる路線バスをみんなでつくり出す」開催のご報告  
（北陸信越運輸局企画観光部交通企画課）

---

北陸信越運輸局では、バス交通の活用と地域の活性化を考える場として、標記セミナーを開催しましたので、その様子を紹介いたします。

◆第6回地域バス交通活性化セミナー

日時：平成27年2月23日（月） 会場：長野第一ホテル

主催：北陸信越運輸局、交通エコロジー・モビリティ財団

当運輸局の斉藤交通環境部長及び交通エコロジー・モビリティ財団の加藤交通環境対策部長の挨拶に続き、名古屋大学大学院環境学研究科准教授の加藤博和氏より「利用者起点なくして路線バス再生はありえない」と題して、地域公共交通プロデューサーの立場から、ご講演を頂きました。

加藤氏のご講演では「バス事業者が再生するために事業者、自治体、地域のやるべきこと」などについてのご説明がありました。



加藤准教授によるご講演

加藤氏のご講演の後には、「地域住民に愛され利用される路線バスをどうつくりだすか？」をテーマとしたパネルディスカッションが行われました。地元には詳しい有識者、事業者、自治体、国を交えて議論が行われ、コーディネーターの板谷氏からは、「バス事業を維持、発展させていくためには、多くの方々と今の状況を知識として共有、さらに意識の共有が必要。これからは、行政側がキーマンになりながら、今までと違うことを行わなければならない。それは勇気をもって踏み出さなければいけない一歩である。」というまとめを頂きました。

今回のセミナーでは、近隣はもとより遠方からも、自治体、事業者、利用者等から定員を上回る応募を頂きました。北陸信越運輸局では、今後も関係者の皆様に、セミナー等を通じて様々な情報提供ができるよう

努めて参ります。



パネルディスカッションの様子

<パネリスト>

- 加藤博和 名古屋大学大学院環境学研究科 准教授
- 鈴木立彦 アルピコ交通株式会社 バス事業本部長
- 湯本卓邦 長電バス株式会社 取締役社長
- 倉島 明 長野市企画政策部交通政策課長
- 今岡和也 国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課地域振興室長

<コーディネーター>

- 板谷和也 一般社団法人運輸調査局情報センター 主任研究員

---

(8) 「地域公共交通活性セミナー2015 in 福岡」開催のご報告

(九州運輸局企画観光部交通企画課)

---



九州運輸局では、平成27年2月23日(月)に福岡合同庁舎新館共用会議室(福岡市博多区)において、「地域公共交通活性セミナー2015 in 福岡」を開催致しました。本セミナーは、地方自治体や交通事業者をはじめとした約200名の関係者が参加し、盛況なセミナーとなりました。

四日市市都市整備部都市計画課地域公共交通推進室長の秦英博氏より、「地域公共交通網形成計画について」と題し、地域公共交通活性化再生法が昨年11月20日に施行された後、全国で第1号となった地域公共交通網形成計画の策定経緯と今後の課題についてご講演いただきました。

また、西日本鉄道株式会社自動車事業本部計画部計画課課長松本義人氏より、「西鉄バスグループの最近の取り組み」と題し、バス事業を取り巻く環境の変化とこれまでの取組みのご紹介、そしてこれからのバス事業のあり方をご提案いただきました。

後半には、国土交通省本省より地域公共交通活性化再生法の一部改正に伴う新たな支援制度法改正について、法制度と予算の観点から説明を行いました。

セミナーの参加者からは、「実際に形成計画を策定した自治体の話を聞いて大変参考になった」、「確保維持事業の説明は実務的でわかりやすかった」という意見が上がる一方で、「制度が複雑化して難しくなった」、「制度が変わる度に、特例ができたり制度が廃止になったり、その度にセミナーで勉強したりあまり時間が割けない」等の声が上がっています。九州運輸局では、今後もセミナー等を開催し、地域活性化に貢献できる人材育成や情報提供を行って参ります。

---

◆編集後記（国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課）

---

いつもご愛読いただきありがとうございます。国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課の池田です。

今回は、新年第1号・第2号を閣議決定特大号としてお届けいたしました。新年早々、交通政策基本計画・法律案・予算の閣議決定と大きな話が続いております。昨年に引き続き、本年も公共交通政策部の雰囲気は活発で、慌ただししい1年となりそうです。個人的にも担当していた法律案が閣議決定し、一安心したところですが、成立に向けてまた頑張っていきたいなと思います！

本年も本メールマガジン及び公共交通政策部をどうぞよろしく願いいたします。

★全国に共有したい情報等ございましたら、下記問い合わせ先または最寄りの地方運輸局企画観光部交通企画課まで御連絡ください。

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 池田

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3（中央合同庁舎3号館3階）

TEL : 03-5253-8275（直通） FAX : 03-5253-1513

E-mail : [koutukeikaku\\_joho@mlit.go.jp](mailto:koutukeikaku_joho@mlit.go.jp)

国土交通省HP（情報発信のページ） :

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000039.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000039.html)



総合政策局公共交通政策部

公共交通利用促進キャラクター のりたろう

---

◇お願い（近畿運輸局）

---

本メールは、様々な情報等を展開することにより、国土交通省総合政策局の公共交通施策全般について、皆様に感心を持って頂くことを目的とするものですが、これに加えて地方運輸局独自の情報発信も積極的に行って参りたいと考えております。

つきましては、皆様におかれまして、関係者皆様（配信先は以下のとおり。）へお伝えしたい情報等がありましたら、本メールを通じてお届けしたいと考えておりますので、下記メールアドレスまでご連絡くださるようお願いいたします。

mailto: [kkt-kinki-kikakuka@ml.mlit.go.jp](mailto:kkt-kinki-kikakuka@ml.mlit.go.jp)

